

- 1 会議名 議会基本条例推進協議会
- 2 日時 平成30年8月6日(月)  
午後1時10分から午後3時26分まで
- 3 場所 第3委員会室
- 4 出席議員 会長 宮川 隆、副会長 梅村 均、櫻井 伸賢、大野 慎治、  
鈴木 麻住、塚本 秋雄、相原 俊一、鬼頭 博和、須藤智子、  
梶谷 規子、木村 冬樹、堀 巖、黒川 武、関戸 郁文、  
伊藤 隆信
- 5 事務局出席者 議会事務局長 隅田 昌輝、同主事 高山 智史
- 6 会長あいさつ
- 7 協議事項

(1) 桜並木保存会とのふれあいトーク会議録について

宮川会長：事前に配布した資料に基づき、確認していく。

木村議員：I Cレコーダーで録音したが、声が聴きとりにくい部分があった。  
各自で確認をお願いしたい。

(音声欠落)

梅村議員：議会の応答の4つ目、「市民活動と行政の役割分担が行われていない。岩倉の水辺を守る会が委託業務を受けているが、実態はすべて押しつけられている。」のところで、実態はすべて押しつけられていると発言されていたか記憶にないが、実際そんなことはないと思う。委託事業として実施している団体もある、ととどめた方が良くはないか。

木村議員：「が、実際は～」以下は削除する。

宮川会長：議会の回答としては相応しくない。

鈴木議員：斜面に下水のU字溝があって蓋をしてほしいという要望があったが、その項目が抜けている。

大野議員：草が生い茂っていて、落ちるといけないからということだった。

宮川会長：以上の3点を変更する。商工農政課にこれを案として投げかけてある。執行部の回答をもらうというよりも、議会が今後どのように決算や予算の部分で審議していくかということのほうが大切なので、執行部の文章は載せなかった。我々としては、自治基本条例や総合計画に載っているものを今までおざなりにしてきた反省もあるので、そうしたご指摘を受けた中で、我々は我々の考え方をそれぞれ執行部の方に投げかけていく。

(2) 防災訓練の進め方

宮川会長：本日午前中に防災会議が開かれているので議長より説明。

黒川議長：地域防災計画の修正について資料に基づき説明。

事務局長：平成 30 年度岩倉市防災訓練について資料に基づき説明。

黒川議長：補足として、今年から南小学校体育館で避難所設営訓練が新規実施される。また、レンタル資機材搬送の訓練も実施される。また、災害時保健指導訓練が行われる。新たな協力団体として社会福祉法人いわくら福祉会、株式会社アクティオ、株式会社 D S A (ドローン) が加わっている。

宮川会長：メールを受けてから参集までの確認をしたいが、昨年は地域住民と行動する人と、消防団で行動する人と、直接学校へ行く人と、様々だった。今年はどうするか。8 時 20 分に各議員にメールを送信するのは一方通行で、消防団で参集する等の回答はしていない。

黒川議員：会派で取りまとめ、現地で会派代表者から議長あてに報告するというのでどうか。

宮川会長：各会派の連絡網は持っているか。訓練への参加については、そのように行うこととする。梅村議員は消防団があるがどうするか。

梅村議員：支援本部を立ち上げるので、代表者はそこにいるべきなので、自分がいればそれでやるし、いなければ連絡を取ってやるしかない。

宮川会長：基本は各会派で連絡して集約して議長に報告する。8 時 55 分から支援本部会議を開催するが、10 分程度で終えて、新規訓練の見学をしてほしい。臨機応変に進めていきたい。

塚本議員：当日欠席するので、鈴木議員に代理をお願いします。

### (3) 議会基本条例逐条解説の見直しについて

梅村議員：前回配布済みの「逐条解説チーム」開催記録を参照されたい。

(音声欠落)

宮川会長：内容に関してはまだ議案すら出てきていないので、前回と同じように財務を中心に報告する。結論付けるところまでは持っていけないと思うが、常任委員会の課題に認識的なものがあれば、それを一つのネタとして、2 つのグループに分けてグループ討議ができればより深い議論ができる。よい案があればいつでも受け付けている。調整はこちらです。10 月 28 日の 10 時から 12 時、第三児童館を仮押さえ。話を逐条解説に戻す。前文から読み上げていく。

木村議員：変わったところを説明したほうがわかりやすい。

(音声欠落)

堀議員：前文 2 行目「議会自身の」の「自身」は必要ない。また、6 行目の「述べるもの。」が体言止めのため「述べるものです。」に改めるべきではないか。

(音声欠落)

- 第3条…「等の政策」を削る。  
第4条…修正なし。  
第5条…修正なし。  
第6条…修正なし。  
第7条…修正なし。  
第8条…修正なし。  
第9条…修正なし。  
第10条…「市民との連携のあり方を定めています。」に変更。  
第11条…修正なし。  
第12条…頂く→いただく、在り方→あり方  
第13条…6つの→6項目、目指す→めざす  
第14条…市長に第13条の→市長に、第13条の  
第15条…資料要求をする→資料の提出を求める。  
第16条…修正なし。  
第17条…修正なし。  
第18条…「別に定める」を削除。  
第19条…「別に定める」を削除。報酬審議会を正式名称に改める。  
第20条…明確にしたものです。→明確にしました。  
第21条…修正なし。  
第22条…保留  
第23条…保留  
第24条…修正なし。  
第25条…修正なし。  
第26条…最高規範制→最高規範性  
第27条…修正なし。

(4) 議長を含む役職の複数任期制について

宮川会長：正副議長については議会運営委員会に委ねるか、もしくは常任委員会の委員長についても含めてこの協議会で議論するのか。次の改選までに定めればよいが。

(発言する者あり)

宮川会長：今まで詰めてきた時間を無駄にしないように提案できるものはしていただきたい。

(5) その他

- ・「文書質問取扱要綱(案)」について

宮川会長：文書質問のあり方について協議したい。前回の本協議会で「文書質問取扱要綱（案）」をお示ししたところ。

大野議員：文書質問取扱要綱（案）第2条第3項を削除したもので意見などなければこれを正式なものとして議会運営委員会にまわしたい。

梅村議員：第3条第2項で、議長が適正かどうかを見極める、のくだけで。立川市議会のように、「議長は前項の基準により送付の可否を決定し難いときは議会運営委員会に諮問するものとする。」と追加してはどうか。

宮川会長：今の文章を追加することも含めて議会運営委員会にかける。参考資料として出していただいて、それをたたき台にして岩倉市議会としてまとめてもらう。問題点を指摘する場合は議会運営委員会でやっていただく。

梅村議員：これができるのと我々の活動が、日常活動がどうなるかイメージしながら丁寧に議論してほしい。我々は窓口へ行けなくなるのか、そのへんのやり方がわからない。

宮川会長：みなさんのイメージが出来上がっていないようなので。

木村議員：文書質問の内容は一般質問の内容に相当するものとし、とあるので、それが基準になるのでは。道路に穴が開いていた等はすぐに言いに行かないといけない。

宮川会長：執行機関の受け止め方も大きいと思う。どこかでワンクッション置いて執行機関の意見を聞ける場所があるとよい。

黒川議員：部長会で説明したほうがよい。

宮川会長：文書質問を定めた主旨は、議員によるパワハラ防止の一環として、口頭で強制的、高圧的にしないようにするための一環であった。しかし今求められているものは、明確な質問に対して明確な回答をいただく一つの手段としての文書質問のあり方が問われている。こちらの意識と執行部の受け止め方が乖離しては効果がないので、部長会でもいいのでお互いの意思疎通をする。

木村議員：議会まで期間があって、それまでにいろいろ進んでいきそうな場合というのは想定できる。

梅村議員：本会議ではなくても一般質問が日頃からできてしまう。

大野議員：考え方は、一般質問の前の質問。質問のための質問ではなくて、それは事前に終わっておいて、分かった上で質問するために。

黒川議員：何か新しい制度について、それはどういうものですかと一般質問していると、時間だけが経ってしまう。事前に文書質問して、制度を理解してから一般質問する。

宮川会長：全員協議会を制度化しているので、そこで一定の情報の共有ができる。それを踏まえた文書質問のあり方は今後の使い勝手がいい形に整理

していく必要性がある。

- ・委員会代表質問について

宮川会長：文章的には問題はないと思う。そもそも委員会代表質問をどのように進めていくか。やらなければならないではなく、できるということを議会基本条例第 22 条で保障する。これに付随して、会議規則第 60 条が一般質問のことしか触れていない。経緯を事務局に確認してもらっている。それを受けて会議規則を変えるかどうかが議論になると思う。併せて慣例の第 7 節を変えるのであれば一緒に検討する。まずは第 22 条の条文の内容に問題がなければ議会運営委員会に送付するので各会派で検討を。

黒川議員：了。

## 8 報告事項

- ・行政視察（来庁分）について

宮川会長：別紙「行政視察の今後の予定」のとおり。できる限り参加していただく。

- ・ふれあいトークについて

宮川会長：市民活動支援センターとのふれあいトークは山口事務長から 10 月の理事会の日程が決まり次第、連絡をいただくことになっている。

- ・高校生議会の経過報告について

大野副議長：7 月 6 日に正副議長で岩倉総合高校の校長先生と教頭先生に会い、正式に高校生議会の依頼をした。校長先生が今年度から変わったばかりということと、7 月に入ってからのお願いだったということで、今年度の実施は厳しいという回答だった。高校生が議会傍聴も何もしていない状況で岩倉総合高校の子にはまだ早いと校長先生が判断されたので、来年度早い時期に申し込む。今年度は見送ることにした。

- ・各チームからの進捗報告

鈴木チーム長：ICT チームから、資料に基づき説明。今後この計画（案）に基づき詰めていく。部長会で経緯を説明した。最終ページの「タブレット導入検討事項」について、検討項目を今後一年かけて詰めていきたい。モアノートの会議システムの機能が更新しているので、もう一度体験会を開きたいとの話があり、案内をする。

須藤議員：ペーパーレス化はどの程度進むのか。

鈴木議員：安城市では2年間で56～58%削減できている実績がある。それが岩倉市に反映されるかはわからない。どこまでどういうものをペーパーレス化するかによって違ってくるので、岩倉市議会がどこまで取り組むかによって、紙代だけでなく人件費等も変わってくる。

須藤議員：タブレットは公費で買うのか。

鈴木議員：公的なデータを入れるので、公費で買うべきだと考えている。その議論も今後詰めていけばいいと思う。みなさんの方向性としてはIT化に反対していないということで、時期やコスト面やどのくらい効果があるかということを経査して研究していきましょうという内容である。

須藤議員：これから1年かけて検討していくのか。

鈴木議員：資料中のタイムスケジュールに沿って考えている。年内に方向性を出したい。

梅村議員：このスケジュールをまず、きちんとしたものにする必要がある。

宮川会長：スケジュール面での認識の違いは否めないと思う。IT化そのものに反対はないと思う。議会も議会運営委員会も、全会一致でなければ前に進められないものではない。もちろん議論は必要。時期早々として見送ることも否定せず、発展的な意見を出して議論できるようにしたい。

大野議員：視察対応が大変なので、ホームページに行政視察資料を挙げて、来庁する議会にはコピーして持参してもらおうようにしたい。

(最初はお願いに留めるということで決定。)

#### ・原稿依頼について

黒川議長：8月1日付で「地方議会人」という月刊誌を発行している中央文化社から岩倉市議会の議会改革の取り組みについて、「地方議会人」の9月号用の原稿依頼があった。議会と住民のコミュニケーションという特集記事の中で岩倉市が取り組んでいる意見交換会、議会サポーター導入などの取り組みについて原稿をお願いしたいということだった。締切り8月22日。素案は議長が作成し、正副議長と正副会長で案を作り、広報委員会を通して最終原稿としたい。

(異議なし)

#### ・各チームからの進捗報告

梅村チーム長：議会基本条例第23条、議会事務局について検討している。内容は資料の通り。

#### ・行政区との意見交換会について

宮川会長：8月、9月は難しい。10月、11月に凝縮されると思う。相手の日程に合わせたい。

・各チームからの進捗報告

鬼頭チーム長：議会サポーターについて説明会は終わったが、1名、都合でできなかったのが明日18時から説明予定。

次回日程：9月20日（木）午後1時30分から